

救

文

二

三

ス

OB 向号 No.2
1969.7.31

東京教育大学
全学斗救対部

かつて教育大において幾多の斗いを累々に斗い扱いでこられた卒業生の皆さんに、現在、教育大において唯一斗う部隊として弾圧にも屈せず、旅波研究學園都市解体をめざして斗つてゐる全学斗の救対部より、弾圧状況・校対活動の報告をなし、支援を訴えていきたい。

新聞報道でも衆知のとおり、去る七月二十四日評議会は村効隊に守られて、旅波駅の正式決定であるMP委員会最終答申（旅波における新大學のビジョン案）の了承を行なつた。我々が早くから指摘しておいたように、旅波駅は再編日本帝國主義の科学技術政策の中核として機能するものであり、そこでの大學とは、政府・中教審のモデル大學に他ならぬ。

そして、現在の教育大の現実こそが、大學立法大學中教審大學の先取りであることも明らかであらう。すなわち、學問・大學の眞の解放という本質的問題を漠然し、腐敗しきった既成アルジョウ大學の解体をかかげて斗つて、自ら学生を、國家権力と一体となつて學園からしめ出し、それ以後は集会、デモを行なえばただちに村効隊の暴力的規制が行なわれるといふたことが日常的になつてゐるのである。それを認し、村効隊とともに検査にたつ、黒思惑、一切放棄して開き直り、團交を監禁などして学生を告訴する教授たら。このようすにあつては、眞に無責任な教授たち。更には「教育省」といふ名すら人間的な内いかけは、握りつぶし、抑えつける対象としてしか存在しない。六月以前、六月以後、評議会で強行に移転決定をなさうとする当局は、亦もまた、国家権力との着き明らかにし、集会の度ごとに10数名の学友が逮捕され、多くの学友が負傷させられていった。三月以降、旅波斗争關係だけで逮捕者以百名に及んでおり、又、頭部を負傷して未だ意識不明の学友もいるのである、教官に告訴され起訴された学友は、すでに四ヵ月半も拘置所の独房に閉じ込められている。又、ロックアウト中の学内に評議会解散のため突入し廻査された11名のうち4名が建造物侵入罪で起訴されている。

我々はこのよしと弾圧をばねのけ、ただ一人滅徳の斗いを続ける歴史の学友を救援し、連帯して公判斗争に勝利していくねばならない。ここにきて、裁判判断とハラカタの現在、かどる役割尽まつてしまふ。

○カババは、一回の頃は少くとも結構でしから、なるべく定期的に入れて下されば有難く思います。
○救大斗争の本が出ています。直代知性への反道

のか。「判決を下す機械」でしかない裁判官は、その中立性・思想を載かないといふ名目の下に、実利に等しい長期勾留や、東大裁判にみられるような分離裁判遂行による斗争意義の封殺を行ひ、立派に弾圧機構の一翼となつてゐるのである。保釈申請は何度出しても、罪証隠滅・逃亡を理由として却下されてしまう。このような学校当局——官憲——裁判所とつながる弾圧のサイクルにとらえられ、基本的人权さえも奪われて、この暑い夏を束缚ですごす。ねばねばうない学友のいることを忘れないでほしい。この事態を然認するならば自らが弾圧を支えるものとなるのだということを。

我々には現在、資金が決定的に不足している。三十万をそこそこでは、たとえ保釈か許可されても、一人二人分の保釈金にしかならないだろう。一人、二十九万円として最低八十万円が必要とされて、何のである。再度カンバを訴える次第である。しかしながら、再びカンバを訴える次第である。しかししながら、我々は、OBの方々に、ただ財政的援助のみを期していけるのではない。68～69年の學園斗争の提起した問題は、少くとも反体制的な人々にとつて鋭い現体制をえ見る自己の位置といったものを否定的にとらえ、それゆれの場において新たな斗争を展開されることこそが、我々に対する眞の援助——連帯ではないか！

学内において移転が決定され、ひたすら正常化を求める部分が表面化してくることが予想される現在、斗争はかなり困難な局面を迎えてゐるといえるかもしない。しかし、我々はこの斗争を承認斗争として牛久さんとしている。旅波研究學園都市解体・今年安條粉碎・止めざして・共に斗へを進めていこうではないか！

- 財政 現在高 三二九三三三四
- 全学斗救対口座番号
- 銀行口座 富士銀行新橋支店 七七五三四
- 渋谷西新橋二一六一八 店舗ビル
- 銀行口座 富士銀行新橋支店 七七五三六三

救援連絡センター内 東京教育大学全学斗争委員会

貢献部